

平成26年度第1回府中市文化センターあり方検討協議会 会議録

- 日時 平成26年6月24日（火）午前10時～正午
- 会場 府中市役所北庁舎3階第1会議室
- 出席者 (委員)
藤江会長、志水副会長、石坂委員、小島委員、小林委員、
隆委員、田中委員、谷委員、奈良崎委員、丸山委員、宮山委員、
山崎委員、米村委員
(事務局)
中川市民協働推進本部長、村越市民活動支援課長、岩田市民活
動支援課長補佐、山元地域コミュニティ係長、望月事務職員
大井政策課長補佐、石渡主任
南學建築施設課公共施設マネジメント担当主査、萬崎事務職員
- 欠席者 高木委員、土方委員
- 議事
- 1 開会
 - 2 本年度の会議の進め方について
 - 3 手数料・使用料の見直しに関する基本方針について
 - 4 公共施設の最適化に向けた検討の方向性について
 - 5 公民館・高齢者福祉館・児童館の管理運営について
 - 6 その他
- 資料
- 1 平成26年度府中市文化センターあり方検討協議会進行
スケジュール（案）
 - 2 手数料・使用料の見直しに関する基本方針
 - 3 第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）について
 - 4 公民館・高齢者福祉館・児童館の管理運営について

1 開会

(会 長) 定刻になりましたので、平成26年度第1回府中市文化センターあり方検討協議会を開会いたします。

まず、事務局の方から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) 皆様こんにちは。本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、事務局から何点かご報告を申し上げます。

本日の出席状況でございますが、高木委員、土方委員から欠席とのご連絡をいただいております。現在、定数15名中13名の委員の皆様に出席をいただいております。したがって、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることを併せてご報告します。

続きまして、本日の傍聴ですが、現在までに1名の方の応募があり、1名の方がいらっしゃっています。傍聴の許可につきまして、本協議会のご判断をいただきたいと存じます。

(会 長) それでは、委員の皆さんにお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

(会 長) それでは、異議がないということですので、傍聴者の入場を許可いたします。事務局をお願いします。

(事務局) それでは、傍聴希望者に入場いただきます。

(※傍聴者入場)

(事務局) 続けて、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目が本日の会議の次第でございます。

次に、資料1といたしまして、「平成26年度府中市文化センターあり方検討協議会進行スケジュール(案)」が、A4版片両面刷りで1枚となっております。

資料2といたしまして、「手数料・使用料の見直しに関する基本

方針について」でございます。ホチキス止めの冊子が1部となっております。

資料3といたしまして、「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）について」と「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）」で、ホチキス止めの冊子が2部となっております。

資料4といたしまして、「ワークショップ 1」が、A4版片両面刷りで1枚となっております。

また、参考資料として、ワークショップのグループ分けが、A5版の片面刷りで1枚となっております。

最後に、5月に行われましたコミュニティ協議会正・副会長懇談会で配布いたしました「平成25年度コミュニティの記録」につきまして、まだお渡しできていない委員の方のみ、本日、配布させていただきました。今年度の協議会の参考にしていただければと思います。

資料は以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

事務局からは以上でございます。藤江会長、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) それでは、議事を進めます。昨年度になりますが、前回3月4日に実施した第9回協議会の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、改めて修正等でお気づきになることはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、第9回協議会議事録として確定し、あわせて議事録及び資料を、市役所3階情報公開室、中央図書館、ホームページ等で公開することといたします。

2 本年度の会議の進め方について

(会長) それでは、これより議題に入りたいと思います。議題の2(1)「本年度の会議の進め方について」を事務局からお願いします。

(事務局) それでは、本年度の会議の進め方について、ご説明させていただきます。

資料1の「平成26年度府中市文化センターあり方検討協議会進行スケジュール(案)」をご覧ください。

資料の右側に「ワークショップ」と記載しておりますが、今年度の会議につきましては、基本的に「ワークショップ」形式で行い、委員の皆様から様々なご意見をいただければと考えております。

本日につきましても、この後、手数料・使用料の見直しに関する基本方針、及び公共施設の最適化に向けた検討の方向性について、それぞれの担当課職員から説明をしていただいた後、「公民館・高齢者福祉館・児童館の管理運営について」ワークショップを行う予定でおります。また、ワークショップの時間を多くするため、次回の会議も引き続き行うことを予定しております。ワークショップの具体的な進め方につきましては、始める前にご説明させていただきます。

次に、第3回目でございますが、正式な日程や場所は未定ですが、視察を予定しております。

その後、10月から、二つ目のテーマであります「地域における文化センターの役割等について」を2回に渡り、話し合ってください。

ワークショップで出していただいたご意見については、その内容を事務局で整理を行い、年明けの1月を目途に総括をし、報告書(案)をお示ししたいと考えております。

その後、校正を経て、3月に最終報告書を市長へ提出したいと考えております。

日程に戻りまして、12月の予定でございますが、現在、予備日程とさせていただきます。藤江会長が勤めております明治大学には、図書館をはじめ、学校内で様々な素晴らしい施設を有している大学でございます。後日、改めて説明させていただきますが、

明治大学の視察なども考えておりますので、ご了承いただきたいと思
います。

以上でございます。

(会 長) ありがとうございます。本年度の会議の進め方について、ご質
問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今年度はワークショップという形で委員の皆様にご意見を伺って
いただき、来年3月に検討結果としてまとめを報告していきたいと思
います。ワークショップというのは一定の結論を出すということ
では必ずしもなくて、多様な意見を伺っていただくためのものでも
ありますので、そういった機会を多くしていきたいと思います。

3 手数料・使用料の見直しに関する基本方針について

(会 長) それでは、次に議題の2(2)「手数料・使用料の見直しに関する基
本方針について」を事務局からお願いします。

(事務局) それでは、手数料・使用料の見直しの取組につきまして、ご説明
させていただきます。

この取組につきましては、長年の課題となっておりますが、本
年1月に見直し方針(案)を作成し、パブリックコメント手続きな
どを経まして、本年5月に基本方針を完成いたしました。

今後、この方針に基づきまして、各手数料・使用料の見直しを進
めていくこととなります。

それでは、お手元の手数料・使用料の見直しに関する基本方針を
ご参照いただきながら、順次ご説明させていただきます。

まず、なぜこのような取組を進めているかという事でございます
が、方針の1ページをご覧ください。はじめにというところで記載
しておりますが、この取組は、長年の課題であり、見直さなければ
いけないという事を、以前から行財政改革推進プランなどにも掲げ
てきましたが、実際には、なかなか見直しは行われず、平成12年
度以降は見送られてきました。

そもそも、本市の場合は、過去の経済状況などがよかった頃にスポーツ施設や文化施設などの公共施設を他市と比較しても多く整備する事ができ、使用料なども安価でおさえおくことができました。

ところが、バブル崩壊以降、経済状況の悪化に伴い、本市の財政状況も厳しいものとなってきたため、事業の見直し、事務処理効率化など様々な行財政改革に取り組んできております。

さらに、公共施設の老朽化対策が非常に大きな問題となっており、本市も、現在、インフラ、公共施設の老朽化を踏まえたマネジメントに取り組んでおります。その中で、公共施設を維持していくためには、さらにお金がかかっていく事や、他市との比較の中で、依然として、本市の使用料が安価である事が明らかになっております。

このような状況を踏まえまして、引き続き、市民サービスの提供や施設の保全を適切に行っていくために、手数料・使用料の見直しに取り組むこととしたものです。

次に、見直しの基本的な考え方ですが、1ページから2ページに記載しているとおり、大きく3点を手数料及び使用料の見直しに当たった基本的な考え方としております。

1点目は、「受益者負担の原則」で、今までもこの考え方に基づいて、手数料・使用料をいただいておりますが、実際には経費の一部しかまかなえていないという状況があります。平成24年度の決算額では、使用料については、かかっている経費の約12%に留まっております。

そのため、改めて、サービス又は施設を利用する市民と、利用しない市民の公平性を考慮し、利用する「受益者」が費用を負担する「受益者負担の原則」に立ち、手数料・使用料の見直しを行うことといたしました。

手数料や使用料の金額は、かかっている経費を計算し、その経費と今の使用料を比較して、差があれば見直しをいたしますが、いま

までは、2倍を超えた場合又は2分の1未満の場合に限り、見直しの対象としておりました。しかし、今後の対応といたしましては、実際の経費と現行料金と差が生じた場合には、全て見直しを行うことといたしました。

2ページ目に移りまして、2点目は、「共通算出方法の設定」でございます。これは、経費の計算方法を共通の方法で行いますというものです。

3点目は、「近隣市の料金の把握及び反映」で、これは、近隣市にも同じような施設、同じようなサービスもありますので、バランスを欠くことが無いよう、近隣市の状況も踏まえて料金を設定するというものです。

大きく3つの基本的な考え方に沿いまして、手数料・使用料についての個々の見直しの考え方を定めております。

次に、個別の内容について記載しています。

まず、手数料については、基本的に、考え方を大きく変えず、いままでの算出方法と対象経費をそのまま用いて基礎となる手数料を算出することとし、その経費と現行手数料との差が生じた場合に見直しをする事といたします。

3ページをご覧ください。手数料もいろいろありますが、見直しの対象とする手数料は、府中市手数料条例に規定されている手数料のみといたします。具体的には、住民基本台帳証明手数料、住民票、印鑑証明や納税証明書、また、建築関係の証明書類の発行手数料などを見直す事とします。

次に、算出方法を記載しておりますが、考え方としましては、証明書を発行するためにかかる経費を全て反映する形をとっております。職員の人件費や紙代などの消耗品費、打ち出す機械などの経費も含めて算出をします。ここで出てきた金額を発行枚数で割り返えして、金額を積算することとしております。

次に、5ページに移り、使用料につきましては、基本的には、い

ままでと同じ計算方法ですが、考え方で、2点の見直しを行います。

まず1点目が、利用者の負担割合の考え方ですが、いままでは、計算した金額を、使う施設の内容によって、負担なし、1/4、1/2、3/4を負担してもらうという設定していましたが、新たに利用者負担の割合を100%とする区分を設ける事としました。

次に、計算をして金額を出しても、今までは、金額を減免したり、無料としている施設もありましたが、やはり、利用いただく方に一定の負担をしてもらう必要があるだろうという事で、他市の状況や本市の同種施設の料金設定を踏まえて、改めて有料化を検討する事とします。

6ページが、使用料の算出方法になりまして、施設を維持管理していく上でかかる経費をいれております。人件費や、施設管理委託料や電気料などが含まれてきます。

今回、見直しの対象となってくる施設は、(3)の使用料を設定している施設になりまして、基本的にはほとんどの施設が対象であり、皆様にご検討いただいている文化センターも対象となってきます。

7ページは、どのような性質の施設が、どのような負担割合になるかというものを記載したもので、縦軸に民間で提供されているか、されていないか。横軸で、必需的か選択的かという表の中で位置づけていくものです。

どの施設をどこに位置づけるかはこれから考えていくのですが、例えば、学校であれば、必要不可欠で、民間では提供されていない施設なので、公費100%となります。他市で利用者負担割合100%としている例を見ますと、温水プールがこの負担割合の施設に位置づけられています。

8ページをご覧ください。ここでは、受益者負担の原則の観点から、減免基準の見直し及び無料施設の有料化についての考え方を記載しています。施設の使用料については、様々な理由により減免な

どをしておりますが、施設によっては、利用件数のほとんどが無料で使う事となっており、施設の維持管理という点で、受益者負担となっていない現状があります。また、減免基準も施設ごとにバラバラなケースもあります。そこで、いったん減免基準の廃止を前提としたうえで、真にやむを得ない場合に限り適用する減免基準を新たに設定することといたします。

具体的には、法律などで減免しなければならないものなどを踏まえ、市の政策的な理由により減免すべきかを判断していきます。

次に市外料金につきましては、市民の方にご利用いただく場合と差を設ける必要があると思います。既に市民の使用料の2倍としている施設もありますので、基本的には全ての施設で、市外料金を市民の2倍の額で料金を設定することといたします。

9ページをご覧ください。(9)の 他市の取組との比較でございますが、今回の見直しに当たっては、既に多くの市で取組んでいますので、それらの事例を参考に、検討を進めてきました。その中で、今回導入すべきか考えたものは、減価償却費をどうするかという点でした。簡単に言えば、建物を建てる経費を反映させるかという事で、従来は本市では取り入れておりませんでした。他市では多くのところがその考えを取り入れております。

将来の老朽化で改修が必要になる事を考えますと、これを取り入れる方法もあったのですが、これら他市の取組を全て取り入れることは、利用者にとって急激な変化になると考え、今回は、まず、基本となる負担割合の見直しや、減免基準の見直し及び無料施設の有料化に取り組むことといたしました。ただし、今後も方針を見直していく必要がありますので、この内容については引き続き検討する事としております。次に4の手数料・使用料の見直しに当たっての共通事項といたしまして、利用者負担の急激な変化を避けるために、今回は、改定上限率を設定する事としました。手数料につきましては2倍を、使用料につきましては1.5倍を上限といたします。6

の基本方針の改定といたしましては、社会情勢の変化に柔軟に対応し、また、他市における手数料・使用料の見直しの取組を反映するため、原則として4年ごとに基本方針の検証を行い、必要に応じて改定を行うことといたします。

以上が今回の手数料・使用料の見直しにかかる考え方になります。今後、この基本方針に基づきまして、手数料及び使用料の見直しを進めることとなりますが、まず、手数料につきましては、平成27年4月から、使用料につきましては、いろいろ検討することがあり、また、市民の皆様のご意見を伺いながら進めていきますので、平成28年度以降の料金改定を目指しまして、見直しに向けた準備を進めていく予定でございます。

今後も、皆様のご意見を伺いながら、これらの取組を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明がありました「手数料・使用料の見直しに関する基本方針」についてご質問等はございますでしょうか。

(委員) 基本方針策定の経緯という形ではご説明いただいたのですが、こちらの基本方針はどのような作業の積み重ねのうえで策定されたのでしょうか。庁内の職員の方で方針の決定をされたのでしょうか。

(事務局) こちらの検討につきましては、政策課が中心となり、各課と協議しながら方針をまとめてきました。先ほども申し上げましたが、1月に見直し方針(案)を作成し、こちらの(案)をパブリックコメントという形で、市民の皆様からご意見を頂戴しながら最終的な案としてまとめていく流れになります。

(委員) 先ほどの説明で、減価償却費を反映させるかという事で、他市では多くのところがその考えを取り入れているけれども、従来は府中市では取り入れてなかったと説明がございましたが、その部分をもう少し詳しくお聞かせ願いたい。

(事務局) 減価償却費を考慮しますと、かなり金額が変わってくるのが考えられます。導入が難しかったのは、施設を作る経費を算出するのが困難な状況であるということもありまして、現段階で導入するのは難しいと考えました。

(委員) 手数料については、条例があると書いてありますが、使用料についてはどうでしょうか。

(事務局) 使用料については各施設ごとに条例を持っております。その中に使用料が記載されております。文化センターにつきましては、公民館条例、児童館条例、高齢者福祉館条例が関係してきます。

(委員) 5ページのところに使用料を設定している施設が記載されていますが、これらの施設は7ページの図の4つの分類のどこに分類されていくのでしょうか。

(事務局) 今後、市のほうで割り振りをして、また、市民の皆様にご意見をいただくような形で考えております。

(委員) 基本方針の改定のところで、4年ごとに検証を行いと記載がありますが、確実に手数料・使用料はあがっていく方向なのでしょうか。

また、消費税があがることによって、影響などはありますでしょうか。

(事務局) 必ずしもあがっていくというものではございませんが、委託料や施設の老朽化に伴う施設の維持管理費がかかっていくという要素がございますので、毎年金額の計算をしますが、見直しについては4年毎を予定しています。

消費税につきましては、委託費や消耗品費に消費税がかかってくるのですが、件数などで割りますと金額としてはそこまで大きな変化はございませんでした。そのため、現段階では4年毎の見直しの中で進めるという形で考えておりますが、実際に決算額などが出てきて大きな乖離が出てくるような場合は、その中で対応を考えたいと思っています。

(委員) どうして4年毎なのですか。

(事務局) 実際には毎年基準となる手数料・使用料と現在の金額を対比するという作業を行っているのですが、その都度金額を変えるというのは市民の皆様にご迷惑をおかけすると考えております。他市の例などを参考にしますと、概ね4年ぐらいのスパンで見直しを行っていること、府中市でも総合計画基本計画の前期、後期計画を4年毎に行っているということもありまして、そういった部分と視点を合わせた形で4年という期間になっております。

4 公共施設の最適化に向けた検討の方向性について

(会 長) それでは、次に議題の2(3)「公共施設の最適化に向けた検討の方向性について」を事務局からお願いします。

(事務局) 市全体の公共施設の取組の考え方についてご説明させていただきます。

お手元の資料2部、資料3と振ったもの、本日はこの資料を使いましてご説明させていただきたいと思っております。また、別紙でホチキス止めの推進プラン(案)の厚い冊子がありますが、一部説明で使用はいたしますが、こちらは後ほど、ゆっくり読んでいただきたいと思います。

本日の説明の構成といたしましては、今回作成した推進プランとはどのようなものか、また、なぜ必要なのか、それを今後どのような進めていくのか、という形で説明させていただきます。

2ページに移っていただきまして、ここではこの取り組みで市が使っている言葉の定義につきまして、改めて載せております。本日、皆様にご認識いただきたいことといたしまして、公共施設という概念につきましては「建物」を中心にお話しさせていただき、いわゆる道路や下水道、公園といったようなインフラは除いております。

3ページに移っていただきまして、「施設の最適化」や「施設の計画的保全」が載っておりますが、聞きなれない言葉だと思っております。

「施設の最適化」につきましては、現状の施設の規模や機能、サ

ービスなど、現在の財政状況や利用状況などに応じた形で、作られた当時はそれでよかったかもしれないが、現在の状況に合わせてもっとも適した状態にしていくことが最適化の取組みです。

「施設の計画的保全」につきましては、笹子トンネルの崩落の事故もございましたが、老朽化が進むとリスクが高まります。利用者がある施設で、あのような事故を起こしてはならないというのは公共施設の使命であり、それを果たすため安全に使用できる状態を保つといったような事が、計画的保全の取組です。

この「最適化」と「計画的保全」が、車の両輪のように両方同時に回していく事が非常に重要であり、ただ施設をやみくもに廃止したり、安全だけを保っていくのではなく、両方を進めることによって市としてきちんとサービスが提供できるような財政状況を維持していくことができると考えております。

4 ページに移りまして、今回作成した推進プランとは何かという説明から入らせていただきます。

5 ページに移りまして、これまでの取組の流れですが、大きくは、現状を把握して、そのあと全体的な方針を策定し、それに基づき「最適化」と「計画的保全」のそれぞれの取組を考える。現状はここまで進んでおります。なお、具体的な検討につきましては、これから市民の皆様と共に進めていきたいと考えております。

6 ページに移ります。具体的な検討に向けて、どの様なテーマで検討するのか、どのくらいの期間で検討するか、行政はどの担当課で行うのか、そのような具体的な内容を組み込んだものが、皆様のお手元にある厚い冊子「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン」となります。

7 ページに移りまして、今まで説明したことを図にまとめております。平成23年3月から現状分析をはじめ、平成26年5月に推進プラン（案）を作成しました。今後の予定といたしましては、平成26年の8月以降、現在も行っている意見交換会でいただいたご

意見なども踏まえて、(案)を取った推進プランを策定し、各施設について今年度の下半期で議論を進めたいと思っております。なお、参考として、これまで市民の皆様が発信してきた取組を記載させていただきます。

9ページに移ります。府中市の公共施設は約64万㎡で、市民一人当たりの公共施設の面積は2.54㎡です。多摩地域で同規模の人口20万前後の自治体と比較しますと、府中市は上位となっております。近隣市で申しあげれば、お隣の調布市は下位のほうに位置しており、同じような人口規模であっても公共施設のこれまでの整備のされ方によって、このような差がついている状況です。

10ページに移りまして、府中市の状況として、人口状況の変化が見込まれています。一言で申しあげれば、少子高齢化の一層の進行と人口減少社会の突入という形になります。これまで府中市は人口増加の一途でしたが、総合計画を作る際に試算したデータを用いると、平成37年くらいから、総人口が減少していくということが推計されております。国の推計においてもそう遠くない未来に減少していくであろうとなっております。また、右側の表は、人口の構成の割合が昭和40年では0～14歳が25%程度を占めていたものが、10年後くらいには約1割まで減少していくことを示しているものであります。65歳以上の方々の人口構成は、2割を超えています。このような人口構成の変化が、すでに府中市においても現れております。

11ページでは、財政状況についても示しております。経済が回復傾向にあると言われておりますが、府中市において急激に歳入が増えることは現状では見込まれておりません。このような状況で、これまで整備してきた施設を今後いかに活用していくか、将来に向けて負担が残らないようにするため今できることは何なのか、そのようなことを考えていくために推進プランを策定いたしました。

13ページ以降で、今後どのように進めていくのかという部分を

ご説明させていただきます。

14ページをご覧ください。府中市全体の最上位の計画としましては、総合計画というものがございます。この計画期間として、全体としては平成26年度から平成33年度までの8年間となっております。それをまた細かく前期、後期という分け方をしております。それと連動するような形で、この推進プランにつきましても、第1次を平成26年から平成29年までの4年、第2次を平成30年から平成33年までの4年とし、第1次の取組みの成果や社会情勢等を踏まえて、第2次推進プランを策定していく予定でおります。

15ページに移ります。推進プランの検討パターンでございますが、基本的には各施設、もしくは各施設群でご検討いただくこととなります。つまり、文化センターあり方検討協議会のように、「文化センターをどうすべきか」という検討をしていただくという形が基本的な検討の形となります。ただし、ある施設とある施設を一緒に検討したら、用途は違うが新たな可能性が生まれるのではないかと考えられるものについては、モデル事業として一括で検討するということも、中には盛り込んでおります。

16ページに移ります。検討内容についてですが、左の表が施設を構成する要素として、ハード面とソフト面、また運営面と記載しております。このような3つの視点がある中で、それぞれどのような検討をしようかということを組み合わせて、右側の表を作っております。具体的な例を挙げて申しますと、例えば、ここから一番近い中央文化センターで例えると、ハードは6階建ての建物、ソフトは公民館・児童館・高齢者福祉館といった機能がございます。

ハード面で存続となれば、6階建ての建物を残しましょうということで検討します。縮小とは、6階建ての建物はいらないので4階建てにしましょうという考え方です。処分とは、この6階建ての建物を府中市が持つことはやめて、それを更地にする、そのまま民間企業に売却するなどの処置をとることです。機能面でも存続、縮小、

廃止という3段階がありますが、存続は、公民館・高齢者福祉館などは全て残しましょう、そのための検討をしましょうというのが存続です。縮小というのは、公民館の機能は良いが、高齢者の機能はもういらぬのではといった用途に分けて検討する、廃止も用途に分けて検討する、このような形でハード、ソフトの両面から検討するという考え方を示して各施設にあてはめたものが、お手元に配りました厚い冊子となっております。

17ページは施設別プランの見方です。本日は文化センターあり方検討協議会ですので、文化センターについて掲載しているページを見ていただきたいと思います。36・37ページをご覧ください。このプランの中身は、見開きの2ページで説明できるようにしてあります。左側のページでは、その施設がどのような状態なのか、施設概要が載っています。右側のページは、施設がどのような使われ方をしているのかといった現状が載っております。検討の方向性とは、先ほどの資料で9つのパターンが示されておりましたが、文化センターの検討イメージ図は横線が引かれております。なぜかと申しますと、この検討協議会の場でご議論いただいておりますので、建築施設課で示すのではなく、皆様のご議論の結果を踏まえて、今後改めて定めますという意味で横線を引いております。その下の平成26年度から平成29年度までのスケジュールにつきましては、4年間を具体的に細分化し、この年ではどのようなことをするのかを記載しておりますが、この協議会の検討結果によって、今後の内容も変わってくると考えております。文化センターを例に取り上げさせていただきましたが、他のページにも同じような書式のもので記載されております。

資料3の薄い冊子に戻りまして、18ページのモデル事業の説明をさせていただきます。

モデル事業とは、施設を色々な組み合わせで検討しようという事業で、2つ設定しております。1つは府中駅周辺施設をいかに活用

していくのかを考えていくものです。駅周辺の施設の再編を検討するものです。府中駅周辺施設は、府中駅周辺500mの範囲内の施設を設定しており、中央文化センターも範囲内に入っておりますが、中央文化センターは、「文化センター」という施設群で検討していただいておりますので、対象施設から除いております。2つ目は学校施設の更なる活用に向けた検討を行うものです。対象施設の詳細につきましては、プランの詳細をご覧くださいと思います。

最後に、19ページでございます。現在も意見交換会を行っておりますが、この取組では様々な立場の方々からご意見をいただき、今年度後半から具体的な検討を進めていきたいと思っております。この場をお借りしてご説明をさせていただきましたが、またいろいろな場で説明を行っていきたくて考えておりますのでよろしくお願ひします。

公共施設の最適化に向けた検討の方向性についての説明は以上です。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明がありました「公共施設の最適化に向けた検討の方向性」についてご質問等はございますでしょうか。

(委員) 公共施設におけるサービスの提供が、財政状況の維持ということも踏まえながらマネジメントを考えていかなければいけないという印象を受けましたが、公共施設マネジメントを考えるうえで、市の財政状況が前提に置かれているという認識でよろしいのでしょうか。

(事務局) この取組みにつきましては、市の財政の中で公共施設にかかる経費が増えていくと予想される一方で、公共施設以外にかかる経費を削ってまで公共施設を維持していくといたり、経費がかかるから予算を増やすという単純な見込みは出来ないだろうと考えています。ただ、財政面だけを目安に検討するわけではございません。公共施設マネジメントを推進するうえで、市の財政状況は大事な1つの要素ではありますが、それが全てではありません。

(委員) これまでの市民アンケートや意見交換会等で文化センターに関する意見があれば教えてください。

(事務局) 文化センターという施設が複合施設ということで各地域ごとに配置しているということの重要性については、今後の高齢社会で必要だろうということで、市民の方の共通の認識なのかなと捉えています。文化センターの機能については、どうしても貸し館というイメージを持っている方が多くいらっちゃって、利用する機会の少ない市民の方からはどういった活動をしているのか分からないといった声がありました。

また、無料で使えるような浴場などについては、利用しに行ったが、居心地が悪くて使えなかったといったような意見がございました。

(委員) 府中市の公共施設の中で、大きな赤字を出している施設があれば教えてください。

(事務局) 赤字かどうかといった点では、ほぼ全ての施設が赤字あり、唯一黒字の施設は、府中駅の南側の市営駐車場だけです。その他の施設につきましても、施設を利用する際の使用料と市税で運営しております。簡単に申し上げれば、大きい施設になればなるほど赤字になるといった面もありますが、公共施設ですので、赤字になるから縮小、廃止するといった単純な議論ではないと考えております。

5 公民館・高齢者福祉館・児童館の管理運営について

(会長) それでは、次に議題の2(4)「公民館・高齢者福祉館・児童館の管理運営について」を事務局からお願いします。

(事務局) それでは、ここからワークショップを始めていきたいと思えます。

まずは、ワークショップを行う席の形にしたいと思えますので、

「参考」に記載しておりますグループごとに分かれていただきます。

(※席替え)

(事務局) 資料4に、話し合っていたいただきたいテーマとその一例が書かれて

おります。各グループで出された意見をまとめる必要はございません。まずは、多くのご意見を出していただきたいため、各テーブルに付箋をご用意しております。付箋には、1枚につき1つのご意見をお書きいただき、模造紙に貼ってください。ご意見は何枚でも構いませんので、たくさんの付箋を模造紙に貼って頂きたいと思っております。

それでは、話し合っていたいただきたい内容の説明をさせていただきます。

公民館・高齢者福祉館・児童館の管理運営についてでございますが、現状の管理運営を踏まえ、公民館につきましては、「貸館事業について」「利用団体について」「有料利用・減免について」、高齢者福祉館につきましては、「お風呂やマッサージ機、カラオケなどの設備について」、児童館につきましては、「スペースや設備について、児童館事業について、子どものニーズに对应しているか」について、それぞれ「メリット（良いところ）」「デメリット（悪いところ）」や「自由意見」という形でご意見を出していただきたいと思っております。

また、ワークショップを進める中で、これ以外にもテーマを別に設定してご議論いただいても結構です。

ただし、本日は時間の関係もございますので、まずは、高齢者福祉館について、ご議論いただきたいと思っております。公民館・児童館につきましては、第2回協議会でのワークショップでご議論をお願いします。

説明は以上でございます。

(会 長) それでは、これからワークショップを開催したいと思います。

昨年度から検討してきたことを踏まえ、また、実際に文化センターを利用して感じていることなどを積極的に書き出していただきたいと思っております。

なお、本協議会の委員さんにつきましては、各文化センター圏

域コミュニティ協議会から選出された方が大半をしめております。管理運営を考えるうえで、「市民協働」という観点から、各コミュニティ協議会や地元の方々が、ボランティア等で管理運営に関わることで、様々なサービスの向上につなげることはできないかということも議論できるかと思えます。

まずは、たくさんの忌憚のないご意見を出していただければと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

(※ワークショップ)

(会 長) そろそろお時間となりました。

先ほど、事務局からも説明がありましたが、次回も同じ内容でワークショップを行うとのことですので、ここで気が付かなかったことや、各コミュニティ協議会の方々のご意見を聞いていただき、来月、話し合いを行っていきたいと思います。

6 その他

(会 長) それでは、次第の3、その他について事務局から申し上げます。

(事務局) それでは、次回協議会の日程のお知らせを行いたいと思います。

次回の第2回協議会は、7月29日(火)の午前10時から、北庁舎3階第6会議室で、第3回協議会は、10月初旬に視察、第4回協議会は10月28日(火)の午前10時から、北庁舎第3会議室での予定となっております。次回の議題につきましては、引き続き「公民館・高齢者福祉館・児童館の管理運営について」のワークショップを行っていきます。

以上でございます。

(会 長) それでは、第2回の協議会は7月29日(火)となりますので、

ご協力をお願いいたします。

以上をもちまして、平成26年度第1回府中市文化センターあり
方検討協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。